

運 営 細 則

第 1 条 【総則】

この運営細則は、「さいたま市立植竹小学校PTA規約」に基づき、その運用について定めるものである。

第 2 条 【本部役員】

本部役員の構成は、下記のものとする。

- (1) 会長 1 名 (保護者)
- (2) 顧問 1 名 (校長)
- (3) 副会長 3 名以上 (保護者、うち 1 名は教頭)
- (4) 書記 2 名以上 (保護者)
- (5) 会計 2 名 (保護者)
- (6) 監事 3 名 (保護者)

第 3 条 【各専門部】

1. 各専門部を次の通りとし、活動を分担する。
 - (1) 総務部 (学年・学級の P T A 活動・親睦に関すること、児童及び会員の保健衛生・教養に関すること)
 - (2) 広報部 (P T A 広報に関すること)
 - (3) ベルマーク部 (ベルマークの収集・整理に関すること)
 - (4) イベント事業部 (P T A 全体行事の企画に関すること)
 - (5) 環境部 (環境の整備及び交通安全に関すること)
2. 各専門部員の選出は任意とし各部の希望する人数を募集する。
3. 各専門部正副部長の選出は互選により、各若干名を選出する。
4. 各部部長は部を代表し、部内の事務を総括、事業の円滑な推進を図る。副部長は部長を補佐し、部長に事故ある時はその職務を代行する。ただし事故が長期にわたる場合には、会長の判断により企画委員会の承認をもって代理を選任することができる。
5. 部員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。また部員はその任期が終了した場合でも、後任者が就任するまではその職務を執行するものとする。
6. 各専門部員は他の部員を兼任することはできない。
7. 教員は各部に所属する。

第 4 条 【選考委員会】

1. 選考委員会は本部役員の選出に関する活動を行う。
2. 委員の選出は、PTA 会員より 4 名を選出する。
3. 正副委員長は互選により各若干名を選出する。
4. 委員長は委員会を代表し、委員会内の事務を総括し、事業の円滑な推進を図る。副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故ある時はその職務を代行する。ただし事故が長期にわたる場合には、会長の判断により企画委員会の承認をもって代理を選任することができる。
5. 委員の任期は 1 年とし、再任は妨げない。また委員はその任期が終了した場合でも、後任者が就任するまではその職務を執行するものとする。

第 5 条 【サポーター】

本部は本会または各専門部の活動を行うにあたり必要な人員を PTA 会員から募集することができる。

第 6 条 【会計監査】

1. 会計監査は、1年に2回行う。
2. 監事は、監査の結果を総会で報告しなければならない。

第 7 条 【慶弔見舞い】

1. 慶事
教職員が結婚または出産した場合、もしくは配偶者が出産した場合 5,000円
2. 弔事
児童、教職員、教職員の配偶者、児童の保護者が死亡した場合 5,000円
3. 見舞い
児童、教職員が病気や事故で1ヶ月以上休んだ場合 5,000円
4. 住居火災 10,000円
5. その他
会長または「企画委員会」が認めた場合 5,000円

第 8 条 【表彰】

さいたま市立植竹小学校 P T A 規約第 2 条に定める諸目的達成に寄与し、これに関する諸活動に貢献した者、また功労のあつた者に対し企画委員会で承認の上表彰をする。

第 9 条 【PTA 基金】

一般会計及び資源回収の繰入金金を基金とし、その運用利息、もしくは元金のとりくずしにより使用することができる。

第 10 条 【付則】

この細則の改廃は企画委員会で決定することができる。

本細則は令和 5 年 5 月 9 日より実施する。